

4. 届出対象行為・規模

本条例に定める基本理念や目的、責務等は景観に影響を及ぼすすべての事業に及びますが、本条例に基づく届出の対象とするのは下表に定める行為・規模のうち、長野県景観条例に基づく届出対象行為・規模以外のものになります。

行為の種類		エリア区分		
		商工業・業務集積エリア	温泉街エリア	田園・里山環境エリア 別荘地エリア 森林環境エリア
建築物の新築、増築、移転、改築		高さ13m又は建築面積1,000㎡超	高さ10m又は床面積100㎡超	高さ10m又は建築面積200㎡超
建築物の外観の変更 (模様替え、色彩の変更)		変更面積400㎡超	変更面積40㎡超	変更面積80㎡超
工作物 新設等	プラント類等	高さ13m又は築造面積1,000㎡超	高さ10m又は築造面積100㎡超	高さ10m又は築造面積500㎡超
	電気供給・通信施設等	高さ20m超	高さ10m超	高さ10m超
	太陽光等発電施設(※)	築造面積、発電出力問わずすべて（ただし、建築物の屋根の上に載せるものを除く）		
	その他の工作物	高さ5m又は表示面積3㎡超	高さ5m又は表示面積3㎡超	高さ5m又は表示面積3㎡超
土地の形質変更、 土石類の採取		面積3,000㎡又は法面・擁壁の 高さ3mかつ長さ30m超	面積300㎡又は法面・擁壁の 高さ1.5m超	面積300㎡又は法面・擁壁の 高さ1.5m超
法面又は擁壁の設置		高さ3mかつ長さ30m超	高さ1.5mかつ長さ30m超	高さ1.5mかつ長さ30m超
屋外における土石、廃棄物、 その他物品の集積又は貯蔵		高さ3m又は面積1,000㎡超	高さ3m又は堆積面積100㎡超	高さ3m又は堆積面積500㎡超
屋外における広告物の表示 又は掲出		面積25㎡超	表示面積3㎡超	表示面積3㎡超

※太陽光発電施設は別に定める村要綱に基づき届出が必要となります。

5. 手続きの流れ

村内において、建築物の新築や増改築、工作物の設置、土地の形質変更など、景観に影響を及ぼす行為を行う場合は、その行為の種類・規模に応じて、以下の流れに沿った届出の手続き等が求められます。



新たな条例が公布されます

青木村美しい村づくり条例〔概要版〕

この条例は平成31年4月1日から施行され、同年7月1日より適用となります。

1. 条例の目的

近年、開発需要が高まりつつある太陽光発電施設や、近い将来、青木峠新トンネルの開通を見据えるなかで産業振興など村の発展に必要な開発の受け入れ等を考慮しつつ、青木村が誇る良好な景観との調和を保つため、これらの開発等の行為に関するルールは必要不可欠となっています。

青木村美しい村づくり条例は、本村の美しい景観の保全・育成・継承を目的とし、現行の県条例では担保されていない行為・規模の開発等を対象に、新たなルール（手続きや基準）を定めて、県条例と一体となって運用するしくみです。

2. エリア区分

青木村の景観特性を整理して、村内を5つのエリアに区分し、各エリアの特徴を踏まえて、目指す景観の方向を定めました。

これらの方向性に基づき、エリアごとに、美しい景観の保全・育成に必要な基準等を定めることによって、きめ細かな景観づくりを推進していきます。

■ 商工業・業務集積エリア
活気や賑わいをもたらす景観の創出、潤いや統一感のある景観の保全・育成を図るエリア



■ 温泉街エリア
形成してきたそれぞれの温泉街の雰囲気を活かしながら、風情ある景観の保全・育成を図るエリア



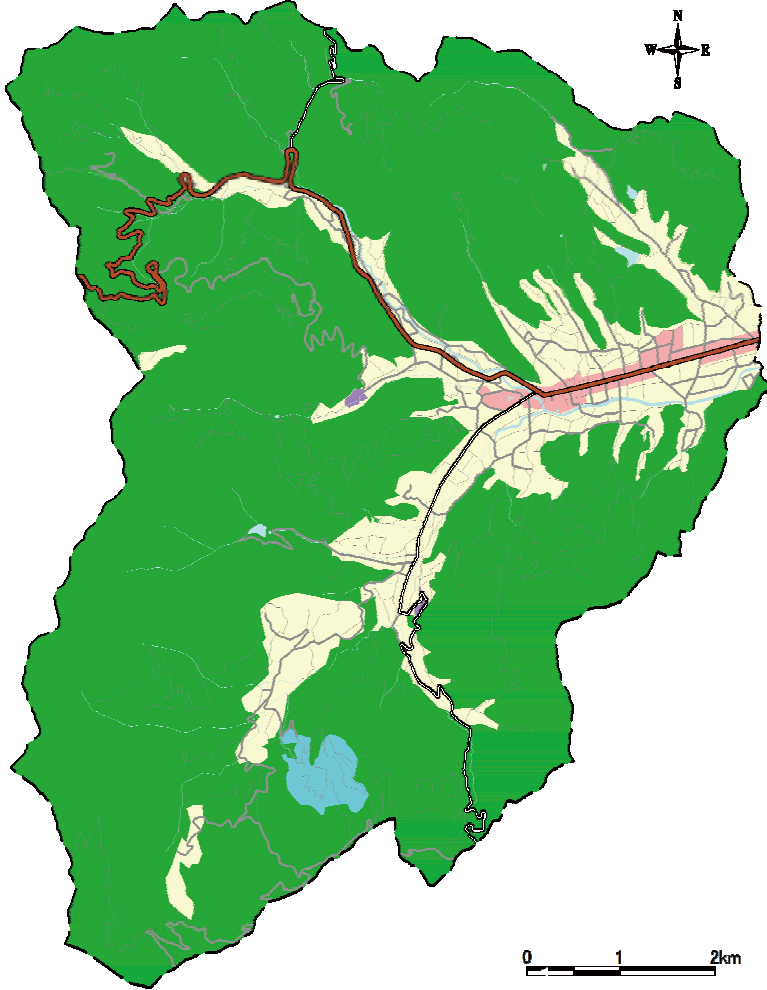
■ 田園・里山環境エリア
田園・里山の環境と調和した暮らしに培われてきた景観の保全・育成を図るエリア



■ 別荘地エリア
自然環境と調和して林の中に佇む別荘群が形成する一団の別荘地の景観の保全・育成を図るエリア



■ 森林環境エリア
主として山林からなるエリアで、森林環境と調和した景観の保全・育成を図るエリア



3. 位置、規模、意匠、色彩等の基準内容

美しい景観の保全・育成のために必要な基準として、位置、規模、意匠、色彩等の基準を定めました。建築物の新築や増改築、工作物の設置、土地の形質変更など、本条例に基づき届出が義務付けられた行為・規模の事業を行う際には、これらの基準への適合が求められます。

行為の区分	配慮する事項	全エリア共通	温泉街エリア	田園・里山環境エリア	別荘地エリア	森林環境エリア
		商工業・業務集積エリア				
1 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	(1)位置	ア 道路からできる限り後退し、空間を確保する。 イ 隣地の敷地境界からできる限り離して、ゆとりある空間を確保する。 ウ 現状の地形や樹木等をできる限り活用し、周辺の景観に調和するような配置とする。	温泉街のまちなみの連続性を考慮した配置とする。	青木三山等を望む良好な視点場からの眺めを阻害しない配置とする。	河川法に抵触する区画は、河川より10m以上離す。	壁面線は前面道路から一定距離以上後退させる。
	(2)規模	ア 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、高さとする。 イ 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺景観と調和するよう形態等に配慮する。	周囲の建物の高さと同化する規模とする。	青木三山等の眺望を阻害しない規模とする。	森林環境エリアと同じ。	周囲の樹林の高さを超えない規模とする。
	(3)意匠・形態	ア 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とする。 イ 周囲の建築物等の形態との調和に配慮する。 ウ 屋根は、原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の景観との調和に配慮する。 エ 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、又は取り入れた意匠とするよう配慮する。 オ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮する。 カ 屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。 キ 河川、道路に面する壁面等は、デザインに配慮する。	—	文化財など伝統的な建築物がある場所では勾配屋根を基本とする。 歴史的・文化的な景観や良好な眺望景観の対象となる場所では、太陽光発電パネルの設置自体を避ける（屋上に設置するものも配慮が必要）。	建物の構造は木造又はプレハブとし、建蔽率は20％以下、容積率は40％以下とする。 原則として開発区域界及び道路より10m、その他の境界については5m以上離す。	—
	(4)材料	ア 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。 イ 反射光のある素材を使用することは極力避け、使用する場合は着色等の工夫をする。 ウ 地域の素材をできる限り活用する。	温泉街の風情と調和した材料を用いる。	—	—	—
	(5)色彩	ア けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とする。 イ 使用する色数は、できる限り少なくする。 ウ 照明を行う場合は、周辺の建築物との調和に留意する。	屋根は低明度・低彩度の色彩を基調とする。 壁面の色彩は低彩度の暖色系や無彩色を基調とする。	屋根は低明度・低彩度の色彩を基調とする。 壁面の色彩は低彩度の暖色系や無彩色を基調とする。	外部色彩は原色を避け、周囲との調和を考慮し、当該地域の風致景観を損なうことのないよう配慮する。	屋根は低明度・低彩度の色彩を基調とする。 壁面の色彩は低彩度の暖色系や無彩色を基調とする。
	(6)敷地の緑化等	ア 敷地境界にはできるだけ樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮する。 イ 周辺の建築物等と比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物周りの緑化により圧迫感、威圧感を軽減に配慮する。 ウ 使用する樹種は、周辺の景観と調和するよう配慮する。	—	景観上重要な樹木の伐採は避ける。 敷地内への植栽を積極的に行う。	地区内自然保護保全に協力する。	既存の樹林・樹木を活かし、新たな植栽には在来種を用いる。
2 土地の形質の変更、法面又は擁壁の設置、土石類の採取	(1)土地の形質変更後の形状、修景、緑化等	ア 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化する。 イ 擁壁を設置する場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺景観との調和を図る。 ウ 敷地内にある良好な樹木、水辺等は極力保全し、活用する。	—	—	樹木は可能な限り残存させ、積極的に修景植栽を行う。	—
	(2)土石類の採取方法、採取後の緑化等	ア 周辺から目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の景観形成に配慮する。 イ 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景する。	—	—	—	—
3 屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮へい等	ア 物品を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 イ 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう配慮する。	—	青木三山等を望む良好な視点場からの眺めを阻害する位置に物品の集積又は貯蔵をしない。	—	—
4 屋外における広告物の表示又は掲出	(1)位置	ア 道路からできる限り後退する。 イ 周辺の景観や山並みなどの眺望を損ねない位置に設置するよう配慮する。	—	—	—	—
	(2)規模、意匠・形態	ア 基調となる周辺景観に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とする。	—	青木三山等を望む良好な視点場からの眺めを阻害しない配置とする。	—	—
	(3)材料	ア 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 イ 反射光のある素材を極力使用しないよう配慮し、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。	—	—	—	—
	(4)色彩(照明を含む。)	ア けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色調とする。 イ 使用する色数は、できる限り少なくする。 ウ 照明を行う場合は、派手な照明は避け、周辺の建築物との調和に留意する。	動光・点滅を伴う照明、ネオンを使用しない（一時的なものは除く）。	動光・点滅を伴う照明、ネオンを使用しない（一時的なものは除く）。	動光・点滅を伴う照明、ネオンを使用しない（一時的なものは除く）。	動光・点滅を伴う照明、ネオンを使用しない（一時的なものは除く）。